

豊田市ファミリーシップ宣言制度利用者が利用できる豊田市の行政サービス

2025年4月1日時点

注意事項

2025年4月1日時点で、豊田市ファミリーシップ宣言制度利用者が利用可能な豊田市行政サービス等を掲載しています。下記の行政サービスの利用にあたっては、各行政サービスで定められている要件等を満たす必要があります。また、豊田市ファミリーシップ宣言証明書又は宣言カードの提示が不要な場合や、宣言の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課へお問合せください。

行政サービス名	概要	宣言証明書又は宣言カードの提示の要否		担当課
		必要	不要	
豊田市営住宅の入居	豊田市ファミリーシップ宣言者(近親者を含む)を契約者の親族と同様の関係者として取扱うこととし、豊田市営住宅への入居(同居)の申し込みが可能。	○		建築保全・住宅課 (0565-34-6910)
豊田市結婚新生活支援補助金	豊田市ファミリーシップ宣言者は、婚姻関係に準ずる関係とみなし、結婚新生活支援補助金の受給が可能。	○		都市計画課 (0565-34-6620)
豊田市UIターン就業・起業等定住支援補助金	豊田市ファミリーシップ宣言者は、婚姻関係に準ずる関係とみなし、世帯として豊田市UIターン就業・起業等定住支援補助金の受給が可能。	○		
豊田市山村地域等定住支援補助金	豊田市ファミリーシップ宣言者は、婚姻関係に準ずる関係とみなし、豊田市山村地域等定住支援補助金の受給が可能。(申請者若しくはパートナーが40歳未満であること。)	○		総合山村室 (0565-62-0610)
高齢者世帯生活支援ハウスの入居	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるとみなし、高齢者世帯生活支援ハウスへの入居の申し込みが可能。	○		やすらぎ福祉総務課 (0565-34-6706)
シルバーハウジングの入居	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は、婚姻関係に準ずるとみなし、シルバーハウジングへの入居の申し込みが可能。	○		高齢福祉課 (0565-34-6984)
犯罪被害者等見舞金の受取	豊田市ファミリーシップ宣言者(近親者を含む)が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るための見舞金の受取が可能。	○		交通安全防犯課 (0565-34-6633)
放課後児童クラブの送迎	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は婚姻関係に準ずるとみなし、保護者として放課後児童クラブの送迎が可能。		○	子ども・若者政策課 (0565-34-6630)
こども園の送迎	豊田市ファミリーシップ宣言をされた方は婚姻関係に準ずるとみなし、保護者としてこども園の送迎が可能。		○	保育課 (0565-34-6809)
豊田市福祉施設(障がい者のための施設)に関すること	豊田市ファミリーシップ宣言者(近親者を含む)を家族関係にあるものとして取扱うこととし、豊田市福祉施設(障がい者のための施設)の利用(手続き、送迎、行事等への参加)が可能。		○	障がい福祉課 (0565-34-6751)
豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市心身障がい者扶助料の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○	
豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取	豊田市在宅重度障がい者手当の受給者が死亡した際の未払金の受取が可能。		○	